

鳥取県介護人材育成事業者認証制度創設について

<趣旨>

介護保険制度を担う介護職員の質の向上と量的な確保を図るため、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護人材確保対策の一つとして、介護職の魅力の発信と対策は必要である。

そこで「鳥取県介護人材育成事業者認証制度」を創設し、介護事業者の人材育成・確保の取組の「見える化」を図り、介護事業者が認証を受けるために自らが切磋琢磨し、業界全体のレベルアップとボトムアップの推進を図り、介護職を志す者の参入・定着促進を図る。

<制度の概要>

| | | |
|----------------------|--|---|
| 名 称 | 鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度 | |
| 有 効 期 間 | 認証日より3年間（以後、満了日の3ヶ月前までに更新） | |
| 認 証 項 目 | 4項目16分類による審査（3項目以上非該当で認証しない） | |
| | (1)新規採用職員の育成体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者育成計画の策定 ・新規採用者研修の実施 ・OJT又はプリセプターに対する研修 |
| | (2)キャリアパスと人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・資質向上目標及び具体的計画の策定 ・資質向上計画に係る研修の実施 ・能力評価の実施又は資格取得支援 ・人材育成を目的とした意見交換会の実施 ・給与表の導入及び職員の周知 |
| | (3)職場環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・休暇取得の推進・労働時間縮減の取組 ・出産後復帰に関する取組の実施 ・育児、介護を両立できる取組の実施 ・健康管理に関する取組の実施 ・職員の離職対策に対する取組 |
| | (4)社会貢献等 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校との交流活動 ・社会福祉法人の利用者負担減免制度の実施 ・関係法令の遵守 |
| 認 証 に よ る メ リ ッ ト | 認証事業者を県ホームページで公表し、人材育成に力を入れている介護事業者であることをアピールし、人材確保・定着を図ることができる。 | |

<認証機関>

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課（介護保険・施設担当）

電話：0857-26-7860